

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成29年9月14日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時09分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造  
小久保 かおる 松 本 喜 一 平 池 紘 士  
大 出 三 夫 大阿久 岩 人 広 瀬 義 明  
海老原 恵 子  
傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 坂 東 一 敏  
広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子 白 石 幹 男  
関 口 孫一郎 針 谷 正 夫 大 川 秀 子  
千 葉 正 弘 福 富 善 明 大 武 真 一  
岡 賢 治 小 堀 良 江 中 島 克 訓  
福 田 裕 司

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦  
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	茅原剛
総合政策部副部長兼 政 策 企 画 監	小保方昭洋
総務部長	赤羽根則男
危機管理監	榎本佳和
財務部長	小林敏恭
会計管理者	岸千賀子
監査委員事務局長	田中徹
消 防 長	増山政廣
総合政策課長	寺内秀行
秘書課長	川津浩章
シティプロモーション課長	福田栄治
蔵の街課長	中田芳明
遊水地課長	荒川明
地域づくり推進課長	飯島正則
大平地域づくり推進課 課長補佐	小林勝利
藤岡地域づくり推進課長	山市進
都賀地域づくり推進課長	佐藤真治
西方地域づくり推進課長	田口幸雄
岩舟地域づくり推進課長	岩崎充
総務課長	名淵正己
職員課長	永島勝
情報システム課長	塚田薫
契約検査課長	牧野修一
危機管理課長	糸井孝王
管財課長	萩原雄一
参事兼財政課長	杉山知也
公共施設再編課長	神永和俊
市民税課長	海老沼文明
資産税課長	山野井実
収税課長	野中守
会計課長	出井均

選挙管理委員会事務局次長	田	嶋		亘
監査委員事務局次長	佐	山	美	枝
消防総務課長	上	岡	健	司
消防総務課主幹	本	名	義	人
予防課長	小	島		徹
警防課長	赤	城	一	仁
通信指令課長	小	高	照	明
副署長兼消防第1課長	鈴	木	宏	之
副署長兼消防第2課長	栗	田		誠
議事課長	金	井	武	彦

平成29年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成29年9月14日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第84号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第87号 財産の取得について

日程第3 議案第88号 財産の取得について

日程第4 議案第78号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）

日程第5 認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第84号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第84号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明させていただきます。議案書は、29ページと30ページであります。また、議案説明書は5ページから7ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の5ページをお開きください。議案第84号 栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります、電気通信事業法施行令の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政財産使用料条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要についてであります、引用条項を改めることあります。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6、7ページをお開きください。新旧対照表であります。現在電柱、電話柱等の土地使用料につきましては、現行6ページのとおり、電気通信事業法施行令第6条に準じるとされておりますが、電気通信事業法施行令の一部が改正され、第6条が第8条に繰り下げられたことに伴い、引

用条項に条ずれが生じたため、改正案7ページのとおり「第8条」に改め、法改正に基づいた要件の整備を行うものであります。

なお、今回の改正による土地使用料等の変更はございません。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の29ページをお開きください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。30ページをごらんください。改正文であります。栃木市行政財産使用料条例の一部を次のように改正するというものであります。

なお、改正内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。30ページの末尾にあります附則につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第84号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第2、議案第87号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第87号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。議案書は36ページ、議案説明書は18、19ページであり

ます。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の18、19ページをお開きください。議案第87号 財産の取得についてであります。

提案理由でございますが、栃木市消防署都賀分署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の36ページをお開きください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。2、取得の方法につきましては、事前審査型条件つき一般競争入札であります。3、取得予定価格につきましては、3,715万2,000円であります。4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長新井将能であります。

なお、本件の入札に参加した業者は2社で、落札率は86.85%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいまの当局の説明のほうで、入札が2社だったということでございますが、こちら車種のメーカー名というのは同一なのでしょうか。それともメーカー名が違う2社の入札ということだったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） 応札業者2社でございますが、栃木トヨタ自動車株式会社、栃木日産自動車販売株式会社でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大体高規格救急車、トヨタか日産かということで分かれることが多いかと思えます。なぜ私がそこをお尋ねしたかということ、本署分署に配備されている救急車、これのメーカーが多分トヨタと日産の2社に分かれているはずなのです。ただ、これが2社に分かれている、装備内容をこちらから指定をしたとしても、機材の配置場所ですとか装置の操作の仕方等が若干違ってくるはずでございます。その車種が違うことによって、現場の職員さんが混乱することはないのかと、ちょっと以前から不思議に思っていたのですが、入札をするに当たって、その辺のお考えというのはなく、ただ単に値段だけの入札ということで、装備の保管場所、操作の方法等について

のご一考はあったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） まず、救急車に載せる資機材については、皆同じものです。ですから、仕様については、ほぼトヨタ、日産同じになります。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 載っている装備等については多分同じものが載っているかと思いますが、ただ装備のメーカー名ですとか、そういったものは恐らく違ってくるはずでしょうし、その装置がどこについている、もしくは操作方法が全て同一かということ、多分クエスチョンなのかなと思うところもあるわけでございます。私からすれば、その救急車、同じ人間が乗るとは限りません。例えば本署からある分署のほうに応援に行った人間が、いつもトヨタ車に乗っているのだけれども、たまたまその分署では日産車であったと、そういったケースもまれに起こり得ると思われま。そういったときに、現場の職員が迅速な対応をするのに、何か邪魔になるものがあるとすれば、それは憂慮すべきではないかと、そう考えているのですけれども、そういった操作方法、そして装備内容等の統一についてご検討はあったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） その装備については、配置は同じような仕様にしております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 言い方を変えます。今後車種、メーカーについて、一つのメーカーに統一しようというお考えはあるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） その予定はございません。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 1点だけ確認をさせていただきます。

応札2社ということなのですが、この告知というのは2社なのか、それとも平にたくさん広報と  
いうか告知をしたのか、そこをちょっと確認をさせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 牧野契約検査課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 入札にかかわる件ですので、契約検査課からお答えを申し上げます。

本件につきましては、一般競争でございまして、参加資格要件を救急自動車販売及び消防自動車  
販売といたしまして、地域区分をなくし、30社を対象といたしたところでございます。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今30社に告知をして、応札が2社ということですか。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第87号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第88号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） ただいまご上程いただきました議案第88号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。議案書は37ページ、議案説明書は20ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の20ページをお開きください。議案第88号 財産の取得についてであります。

提案理由でございますが、栃木市消防署に配備中の救助工作車1台が老朽化したため、救助工作車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の37ページをお開きください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、救助工作車1台であります。2、取得の方法につきましては、事前審査型条件つき一般競争入札であります。3、取得予定価格につきましては、1億6,556万4,000円であります。4、取得相手につきましては、東京

都千代田区神田須田町1丁目16番地5、帝商株式会社、代表取締役峰直人であります。

なお、本件の入札に参加した業者は1社で、落札率は97.33%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当局の説明のほうで、先日一般質問最終日、質疑において、内容等については前もってお知らせいただいておりますので、その件については、入札件数の少なさというのは若干どうしたものかなと思いますが、入札の周知についてはきちんと行っているということがありますので、その件については私は触れようと思いません。

今回この議案にございます救助工作車、これはⅢ型と言われるものでありまして、たしか阪神・淡路大震災の教訓を持って、通常の救助工作車からハイスペックなものとして生まれたのがこのⅢ型でございます。ただ、私の知る限り、この約1億6,500万円という値段は、Ⅲ型の中でもそんなに高くないタイプのはずなのですけれども、グレード的にはどの程度のグレードを今回発注されたのか教えていただけますか。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） 今回入札いたしました救助工作車Ⅲ型につきましては、ほかで使用しているものと変わらないと思っております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ほかで使っているものと変わらないというよりは、車両の装備によってまた変わってくるので、一概に言えないというふうな内容になるのだらうと思います。ただ、救助工作車というのは、常にフル装備で待機をせざるを得ないということで、車両の経年劣化による傷みというのが通常車両よりは非常に激しいというのが前提になります。ですから、私が申し上げたいのは、頑丈な車両をベースとして作製した場合に、どうしても値段が高騰されてしまうと。たしか日野自動車さんの車両をベースにされているということでしたけれども、そのベースとなった日野自動車のシャシー、車両について、補強がどの程度なされているのか、それをわかった上で仕様を出されていると考えてよろしいのですか。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） 委員の言っているとおり、そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 加えて、救助工作車、この栃木市におきまして、本署に1台だけの配備とい

うことになっております。この1台しかない救助工作車が、点検整備もしくは故障等になったときに、どのように対応されているのかお伺いします。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） 車検日や点検の場合には、化学車やタンク車に資機材を乗りかえまして運用しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 化学車、ポンプ車に、とてもではないけれども、救助工作車の資機材が載るとはちょっと物理的に考えづらい。わけは、とりあえずできるだけの装備はそちらに載せ替えているのだと思いますが、今後は救助工作車をせめて2台配備というようなことが必要になってくるのではないかと思いますけれども、そういったお考えはないのですか。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） 今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それで、この救助工作車、通常の本署の車庫のほうに格納されるのだと思うのですが、はしご車のときのように、車庫に格納するに当たってふぐあいはないのですね。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） ふぐあいはございません。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 何はともかく消防車両、例えば支援車もそうです。はしご車もそうです。栃木消防に関して言えば、二十数年に1度しか買い替えできない物件について、なぜか控え目な買い物をされる傾向が多々見られまして、市民の安心、安全性を考慮すれば、もっと高性能なものを導入してもよかったのではないかと、そう思われるときもあります。今回答の中で、これで十分だと、ほかの常備消防で導入しているものと比較しても劣るものではないというような発言だったと思いますので、ぜひとも今回導入された救助工作車が、市民の安心、安全のために、余り活躍されても困るのですが、職員の皆様と一丸となって、活用されることを強く要望させていただきたいと思っております。

○委員長（針谷育造君） 答弁はよろしいですね。

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第88号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第78号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第78号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,553万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ644億8,323万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。第2項、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は、1行目の栃木市役所本庁舎宿直警備等業務委託、次の清掃業務委託、次の設備環境管理業務委託、

次の受付等業務委託でありまして、平成30年度当初から滞りなく業務を開始できるよう、受託業者の準備期間を確保するため、平成29年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担を追加させていただくものであります。

7ページをごらんください。第3表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の急傾斜地崩壊対策事業及び次の小学校施設整備事業の2件について追加させていただくものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページをお開きください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、保育所施設整備事業から一番下の臨時財政対策債まで計8件について、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、21ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。21ページは歳入、次の22、23ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお開きください。9款1項1目1節地方特例交付金は、補正額230万6,000円の増額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に対する地方特例交付金の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、10款1項1目1節地方交付税は、補正額4億9,953万6,000円の減額であります。説明欄の普通交付税につきましては、普通交付税の額の決定に伴い、減額補正するものであります。

次に、14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額545万4,000円の増額であります。説明欄の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修費の増額に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

26ページ、27ページをお開きください。14款2項6目4節社会教育費補助金は、補正額300万円の増額であります。説明欄の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業費の増額に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額96万8,000円の増額であります。説明欄のわがまち未来創造事業交付金につきましては、観光行事負担金の増額などに伴い、県補助金を増額補正するものであります。

28ページ、29ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額9億4,526万4,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として、基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして、6目1節ふるさと整備事業基金繰入金は、補正額160万円の増額であります。説明欄のふるさと整備事業基金繰入金につきましては、つがの里管理運営費の財源として基

金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、14目1節土地総合調整基金繰入金は、補正額5,292万4,000円の増額であります。説明欄の土地総合調整基金繰入金につきましては、道の駅にしかたの土地購入費の財源として、基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、17目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額2,035万3,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、ふるさと応援寄附金を活用した事業として、体験型就農事業費、観光振興宣伝事業費、横山郷土館管理運営費、栃木市散策ガイドアプリ整備事業費、定住促進支援事業費、文化会館施設整備事業費の計6事業の財源として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、19款1項1目1節前年度繰越金は、補正額8,502万2,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金の確定により増額補正するものであります。

次に、21款市債であります。1項2目1節児童福祉債は、補正額1,610万円の減額であります。説明欄の旧合併特例事業債（保育所整備事業）につきましては、認定こども園施設整備補助金に充てる起債を減額補正するものであります。

30ページ、31ページをお開きください。4目1節農業債は、補正額320万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（農業生産基盤整備事業）につきましては、西前原地区営かんがい排水事業負担金に充てるため、増額補正するものであります。

次に、5目1節道路橋りょう債は、補正額1,810万円の増額であります。説明欄の1行目、公共事業等債（道路新設改良事業）につきましては、スマートインターチェンジ整備事業に充てるため、増額補正するものであります。

次の公共事業等債（まちづくり事業（道路））につきましては、市道11-178号線道路改良事業（栃木入舟町、祝町）に充てるため、増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、市道2-34号線ほか舗装繕事業（栃木千塚町）に充てるため、増額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道D-311号線ほか道路新設改良事業（栃木仲方）に充てる起債の減額などにより、減額補正するものであります。

次の地方道路整備事業債（橋りょう維持事業）につきましては、市道各号線橋りょう維持補修事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、2節河川債は、補正額430万円の増額であります。説明欄の一般事業債（その他排水施設等河川等整備事業）につきましては、宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、5節土木管理債は、補正額480万円の増額であります。説明欄の防災対策事業債（急傾斜地崩壊対策事業）につきましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金に充てるため、増額補正するもの

であります。

次に、7目3節小学校債は、補正額4,490万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、大平中央小学校の施設整備事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、8目1節臨時財政対策債は、補正額5,994万5,000円の減額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、減額補正するものであります。

市債の補正合計額は、下の行のとおり、74万5,000円の減額であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。32ページ、33ページをお開きください。2款1項3目財政管理費は、補正額4,251万円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成28年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額の積み立てを行うため、増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額1,582万2,000円の増額であります。説明欄の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の老朽化した外壁のひび割れ及び内壁のモルタル浮きの補修工事費であります。

次の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所の老朽化した外壁のひび割れ、内壁のモルタル浮き及び屋根防水の補修工事費であります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額545万4,000円の増額であります。説明欄の住民情報システム管理費につきましては、住民情報システムにおけるマイナンバー制度に関するシステム改修の委託料であります。

続きまして、ページが飛びますが、64ページ、65ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費は、補正額600万円の増額であります。説明欄の伝統的建造物群保存事業費につきましては、嘉右衛門町伝建地区内に新築される事務所について、修景基準に基づく工事であることから、補助金を交付するものであります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

平池委員。

○委員（平池紘士君） おはようございます。33ページなのですけれども、歳出です。

庁舎管理費、こちらの大平と都賀のほうで補修工事を行いたいということのご説明でございました。庁舎の傷みぐあいだとか、そういったものについては、随時調査ではないですけれども、そういうものはやられていると思うのです。その中で補正になった要因を教えてくださいと思います。

○委員長（針谷育造君） 小林大平地域づくり課長補佐。

○大平地域づくり推進課課長補佐（小林勝利君） 今回庁舎管理ということで、補修工事の内容なのですけれども、かなり老朽化が進んでおりまして、外面、外壁の塗装が剥がれ落ちていたりする箇所がございます、そういったところを主に改修工事をしていこうということで、今回補正のほうを計上いたしました。

○委員長（針谷育造君） 佐藤都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（佐藤真治君） 都賀の総合支所でございますが、平成28年5月に、既に使用していなかった2階の事務室の天井のはりのコンクリート仕上げの資材が落下しまして、緊急に1階の事務室の点検もあわせてしました結果、同じ施工だったものですから、補修工事を行わせていただきました。それが、はりの補修工事でございます。

その後、建築課の点検依頼をお願いしまして、庁舎全体の点検をしたところでございますが、極めて危険なところが数カ所あったため、平成29年の2月に追加で補修工事を行っております。それが決算書には載っております。こちらが都賀総合支所の補修工事になります。

今回の補修工事につきましては、さらに点検しました危険箇所のうち、次に危険度が高かった箇所の補修工事費でございます。

失礼します。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 私が聞きたかったのは、当初予算に載せられなかったから補正を組んだということであるわけですね。ということであれば、その要因が何だったのかということをお聞きしたかったのです。先ほど都賀のほうの説明を受けましたけれども、そこがやはり工事の過程の中でとか、あとは点検している時期の問題だとか、そういった部分になってくると思います。今後また公共施設においては、再編計画とともに、長寿命化計画とかいろいろあると思うのです。その中で、その計画に基づいて、こういった問題も、願わくば当初予算で多くなっていけることもあるのかなというふうに思いますので、要望で、その部分を注意してやっていただければと思います。

要望です。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第5、認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

なお、本件につきましては、8月21日の議員全員協議会及び9月11日の本委員会において既に説明は済んでおりますので、本日の委員会における説明は省略をいたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。1款議会費の質疑であります。182、183ページであります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、1款の質疑を終了します。

次に、2款総務費及び8款土木費の所管関係部分の質疑に入ります。2款は184ページから221ページ、8款は315ページの藤岡スポーツふれあいセンター管理費及び藤岡スポーツふれあいセンター施設改善改修事業費が所管となります。

質疑はありますか。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 185ページ、国内交流事業費についてお伺いしたいと思います。

数年前に何かでも一応話題にもなったのですけれども、中央区のお祭りに栃木市なんかに参加するというのも過去にはあったのです。今回においては、平成28年度においては滝川市との交流がメインだったということでございます。ほかの市あるいは国内の滝川市以外の部分で交流しているというか、いろんな計画、そういったもの、逆に言うと平成28年度内で何か考えたけれども、滝川市だけになったというような要因とか、そういった内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 寺内総合政策課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） 平成28年度につきましては、実は中央区も8月26日の大江戸まつり盆踊り大会に出展いたしたところでございます。2名で行って来ました。あとは、確かに滝川市の菜の花まつりとか、秋まつりにおいでいただいたという対応などさせていただいたところでございます。

新たにというところでございますけれども、今のところ、ここ頑張りたいというところは考えてはおらないところなのですけれども、栃木市も大きくなりましたし、交流というのは大変大切だと思います。災害とかもございますので、そういうところから、国内交流につきましても積極的に推進してまいりたいというふうに思っております。また、関東ど真ん中サミットで古河市とか野木町とか加須市とかと、新たに昨年度加入させていただいたというところもございます。近隣も含め、積極的に推進してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） いろんな派生することがあるのです。事業名をつけて、予算をつけて行動するというのは非常に難しいと思いますけれども、ゼロミッションで何かできる、例えば職員間の交流も一つだと思うのです。そういった部分で、願わくば小山市さん、それと佐野市さん、特に県南地域の自治体、向こう三軒両隣ということでぜひとも、緊密な関係性というのは今後とっていく必要性というのは十分に私は感じているのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 寺内課長。

○総合政策課長（寺内秀行君） お答えいたします。

確かにもう遠いところとか若干、ど真ん中サミットはちょっと離れてきたところはございます。佐野市さん、足利市さん、真岡市さん、小山市さん、壬生町、近隣ですね、鹿沼市さんというところと連携を図るということはとても大切だと思います。鉄道で両毛線や東武線が通っていることもございます。緊密に、現在でも実は相談とか企画サイドでは、どうやっていますかということはご連絡させていただいていますけれども、より以上、フェイス・ツー・フェイスの顔を合わせた、顔

見知りとなるような連携もとても大切だと思っておりますので、そこも大切にしたいと思っております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 191ページ、コミュニティーFM事業費の中の難聴地域調査業務等委託料280万8,000円ありますけれども、この難聴地域というのはどの辺を指すのか、まずもってお聞きしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） お答えいたします。

平成28年度難聴地域調査業務等委託ということで調査をしました結果、主に北部の山沿いの地域、西方から出流等の周辺、それとあとは岩舟の小野寺地域、それとあとは南部のほうで藤岡の南のほう、部屋地域あたりが難聴地域というふうな形で調査結果が出ております。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 場所についてはわかりました。それで、災害時にいろいろそういう緊急情報が伝わらないという、そういうニュースが全国的にも行われておりますけれども、こういう機械の点検というのですか、日ごろの点検、肝心なときに機械が作動しなかったとか、そういうニュースが入っておりますけれども、栃木市はそういう緊急のための日ごろの点検、これは実施されて、万が一そういうふうな、おととしの豪雨災害とか、そういったときにも使用されると思うのですが、こういう点検業務というのは日ごろ行われているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 糸井危機管理課長。

○危機管理課長（糸井孝王君） 各システム等の点検につきましては、例えばFMの緊急割り込み放送ですと、週に1度試験というか、緊急割り込みのテストを行っております。あと、Jアラートですとか、あとは県の情報、災害情報ネットワークなどは、定期的に、国、県含めて訓練等、テスト等を行っております。

8月29日の北朝鮮がミサイルを発射した際に、Jアラートが通信で送られてきたのですが、その内容が市の同報系の外部スピーカーから放送することができませんでした。これにつきましては、市民の方に不安を与えるような結果になってしまいまして、また議員の皆さんにもご迷惑をおかけするようなことがあったかと思いますが、大変申しわけございませんでした。

これにつきましては、広報は市のホームページ等でお知らせしているところでございますが、本市の同報系のシステムが、Jアラートの配信の信号の方式に対応していなかったというのが原因でございました。Jアラートそのもののテストは行っていたのですが、そこから市の同報系の接続のテストというのが、ちょっと足りなかったのかなというふうには感じております。今後につ

きましては、国のシステムと市のシステムの間のテストというのも、定期的を実施していきたいというふうに考えております。

なお、この間のふぐあいにつきましては、今現在Jアラートの信号方式に対応できるように工事を実施しているところでございます。その工事が完了するまでの間は、消防の応援もかりながらなのですが、24時間体制で職員が手動で対応するというような形になっております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 了解しました。ぜひとも支障のないような対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、2款及び8款の質疑を終了したいと思います。

次に、9款消防費及び10款教育費の質疑に入ります。9款は320ページから329ページ、10款は355ページの伝建地区拠点施設整備事業費及び伝統的建造物群保存事業費が所管となります。

質疑ありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 325ページ、9款1項3目消防費です。消防費の中の真ん中からちょっと下のほうに、消防緊急等資機材購入事業費ということで、12誘導心電図電送装置購入費というのがあります。12誘導心電図と、これは、わけは一般的な心電図装置なのですが、これを電送、どこかに送る装置のことなのだろうと思うのですが、その装置の説明と、それにつながるメリットのご説明をお願いできればと思います。

○委員長（針谷育造君） 赤城警防課長。

○警防課長（赤城一仁君） お答え申し上げます。

12誘導心電図電送装置ですが、12誘導心電図とは一般的な病院で使っておる心電図でございます。この12誘導心電図電送装置は12誘導心電図を同時に複数の病院へ電送する装置でございます。受信側は、メールが受信できる環境であれば、専用のソフトや選定の必要がないもので、要は救急車から病院へその患者さんの情報、心電図を送れるという装置でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 電送装置の説明はよくわかったのですが、今の答弁の中に、複数の病院にこれが電送可能であるということでありましたけれども、その受信ができる病院というのは把握していらっしゃるのか。もしされているとすれば、市内もしくは第三次まで含めて、何カ所に送ったという実績があるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 赤城警防課長。

○警防課長（赤城一仁君） その件につきましては、今資料がありませんので、調べてからお答えさせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 後ほどで結構なのですけれども、この装置があるとないとは大きな違いが出てくるだろうと思うのですが、これを搭載している車両というのは現在何台あるのですか。

○委員長（針谷育造君） 赤城警防課長。

○警防課長（赤城一仁君） それも踏まえまして、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） わかりました。そのお答えが出るまでに、もう一つ同じページから質問させていただきたいと思いますが、委員長続けてしまってよろしいですか。

○委員長（針谷育造君） 結構です。

○委員（広瀬義明君） ただいまの購入事業費の三つ、四つ上に、分署救命ボート格納庫設置事業費ということで、藤岡分署に救命ボートの格納庫を設置したということでございます。藤岡分署、以前ですと、車庫の屋根から救命ボートをつり下げておりまして、積むのは一人、二人で何とかなるのだけでも、現場へ行っておろすのにどうにもならないといった状況で、今回トレーラーつきの格納庫の設置が実現したということで、恐らく現場の職員さんたち非常に喜んでいらっしゃるでしょうし、藤岡ですと、やはり遊水地で水難事故等がございますので、そういったときに迅速な対応ができるのは、これは間違いのないであろうと考えておりますが、現場の声、もしくは非常に利便性が上がったというような実績というのは、現状上がっているでしょうか。

○委員長（針谷育造君） どなたか、答弁。藤岡分署の救命ボートの格納庫設置工事についてお尋ねがありました。

〔「もう一回」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） わかりましたよね。

〔「わからない」「委員長、もう一回」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 藤岡分署において、救命ボートの格納庫ができたことによって、そこの職員さんからの意見及び有効な活用ができたというような事例というものがあったら教えていただきたい。

○委員長（針谷育造君） それでは、増山消防長。

○消防長（増山政廣君） 事例のほうは、私はちょっと今把握していないのですけれども、新しく車庫をつくりまして、トレーラーつきとなっておりますので、以前は車庫の上にチェーンブロックで

ゴムボートを載せていたのですが、そういったことがなくなりましたので、車庫からすぐトレーラーを引き出して現場に向かえるということでございますので、かなりの時間短縮が図れたのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかに広瀬委員がお尋ねになった状況等について、把握して……。消防長でいいですか。

増山消防長。

○消防長（増山政廣君） 事例ということなのですが、今のところ水難救助で使ったまだ事例はないのですが、年に1回水難救助の訓練を実施しております。そちらのほうで使うときに、隊員のほうからスムーズな出動ができるということで話がありました。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと聞きたいのですけれども、325ページのはしごつき消防ポンプ自動車購入費の中で、はしごとポンプはわかるのですけれども、それ以外に機能というものはあるのですか。特殊な機能がついているとか、もしあったら教えていただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） 今回35メートル級先端屈折はしごでございまして、はしごの先端部分が長さ約2.5メートル屈折するものであり、特徴としては、伸縮水路管というものがございまして、今まではホースから放水していたものを、ホースではなく、水路管で放水することにより、今まで最大1,000リッター毎分放水できたものが、2,000リッター以上になることができました。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

赤城課長。

○警防課長（赤城一仁君） 先ほどの広瀬委員のご質問に対してお答え申し上げさせていただきます。

先ほどの12誘導心電図の件ですが、獨協医大、TMC下都賀で台数は8台です。実績は今のところ不明でございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、以上で歳出各款ごとの質疑を終了いたします。

続いて、歳入の所管関係部分を一括した……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 大変失礼しました。

それでは次に、12款公債費及び13款予備費の質疑に入ります。370ページから373ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、以上で歳出各款ごとの質疑を終了いたします。

続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。54ページから181ページであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですから、歳入の所管関係部分の質疑を終了いたします。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑に入ります。実質収支に関する調書は374ページ、財産に関する調書は634ページから652ページであります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようでありますから、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑終了をもって本案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第1号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告書の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前10時09分）